

石綿健康管理手帳の

交付要件の改正について

～平成19年10月1日より交付要件が変わります～

労働安全衛生規則の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付要件が平成19年10月1日より変わります。これにより、一定の石綿作業従事歴のある方も健康管理手帳の交付の対象となります。



○ 健康管理手帳とは

石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事していた方(※)については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っております。

健康管理手帳の交付を受けると、労災病院をはじめとする、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

※対象となる方は、過去に石綿の取扱い業務を行っていたが、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方が含まれます。

○ 対象となる業務とは

石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務。代表例としては、以下のような業務があります。

- 石綿製品の製造工程における作業
- 石綿の吹付け作業
- 石綿が吹き付けられた建築物や石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建築物等の解体等の作業
- 石綿製品の切断等の加工作業

○ 健康管理手帳の交付要件とは

次の(2)、(3)が新しく追加されました。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
- (2) (新)下記の作業に1年以上従事していた方。(ただし、初めて石綿の粉じんにはく露した日から10年以上経過していること。)
 - 石綿の製造作業
 - 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業
- (3) (新)(2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。

(注意事項)

- ① 対象者は石綿を直接取り扱う作業に継続して従事していた方に限られます。

- ② 交付要件の(2)、(3)両方の従事歴がある方については合算することができます。(2)の従事期間の月数を10倍し、(3)の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ月以上の場合には、手帳を受け取ることができます。

(例)：(2)に6ヶ月間、(3)に6年間従事していた場合
→ (6ヶ月×10) + 6年(72ヶ月) = 132ヶ月 ≥ 120ヶ月
→ 手帳を受け取ることができます。

～石綿作業に従事していたかわからない方、心配されている方へ～
下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/index.html>)

○ 申請に必要なもの

離職の際には事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ、離職の後には申請者の住所地の都道府県労働局へ申請してください。労働局による審査後、交付要件に該当する場合には手帳が交付されます。

① 健康管理手帳交付申請書

② 申請者本人が記載した業務歴

上記①、②に加えて

③ 石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された事業者の証明書

④ 事業者の証明書が得られない場合、または不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された2名以上の同僚者の証明書

⑤ 事業者の証明書、同僚者の証明書ともに得られない場合、または不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、事業場における石綿健康診断の本人への結果通知、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険に係る証明書を添付してください。

● 交付要件の(1)に該当する場合は、レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等も提出してください。

○ 申請にあたっての注意事項

- 健康管理手帳交付申請書、申請者本人が記載した業務歴、事業者の証明書、申請者の申立書、同僚者の証明書については所定の用紙を使用してください。
- 必要に応じて、申請者、事業者、同僚者の方への聴取調査が行われることがあります。
- 氏名、住所、電話番号等の個人情報、健康診断の案内を通知するため、都道府県労働局より健康診断を実施する医療機関へ提供されることがありますのでご了承ください。
- 申請時に提出された書類は、レントゲン等の写真を除き返却いたしかねますのでご了承ください。
- 申請に必要なもののうち、①及び②のみでの申請は認められません。
- 健康管理手帳の詳細については都道府県労働局（安全衛生課または労働衛生課）にお問い合わせください。

- 健康管理手帳の交付を受けられた方であっても、石綿による疾患^(注)を発症し、労災請求した場合には、労働基準監督署において石綿ばく露作業従事歴等を調査の上、認定基準に基づいて業務上の疾病に該当するか否かを判断することとなります。
- なお、労災請求については最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

(注) 石綿による疾患……石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚